

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【公開番号】特開2007-215627(P2007-215627A)

【公開日】平成19年8月30日(2007.8.30)

【年通号数】公開・登録公報2007-033

【出願番号】特願2006-37519(P2006-37519)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月13日(2009.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回路基板と第1ケース及び第2ケースを有して内部に回路基板が設けられた基板ユニットであって、前記第1ケース側に設けられる第1封止部と、前記第2ケース側に設けられる第2封止部と、その第1封止部と第2封止部とを連結する封止部材とを有し、その封止部材によって前記第1封止部と第2封止部とが連結されている場合に前記回路基板を取り出すときには基板ユニットを破壊するか或いは所定の部位を切断することを必要とする基板ユニットを備えた遊技機において、

前記第1ケースと、前記第1封止部を有する第1連結部材と、及び前記第2ケースと、前記第2封止部を有する第2連結部材と、が樹脂により別体に成型して構成され、

前記第1ケース及び第2ケースの一側面に前記第1封止部と第2封止部を嵌着することによって前記第1ケースと前記第1封止部が、第2ケースと第2封止部が一体化されるように構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記第1及び第2ケースと前記第1及び第2封止部とのうちの何れか一方に嵌合部が設けられ、かつ、他方に前記嵌合部に嵌合する嵌合片が設けられ、前記嵌合部と前記嵌合片をケースの開口側からケースの一側面に沿って嵌め合わせて両者が嵌着されるように構成され、前記第1及び第2封止部のうちの一方が他方に、第1及び第2ケースの突き合わせ方向において、対向配置されている請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記両ケースと封止部との嵌合方向と、両封止部の連結方向とが並行で且つ逆向きに構成され、両封止部の連結において、前記ケースに対して封止部が嵌合離脱の方向に変位可能に構成されている請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ケース又は前記封止部の何れか一方に嵌合方向に延在する舌片を設けると共に該舌片に爪部を設け、かつ、他方に爪部を係止させる第1のスリットを設けた請求項1乃至3に記載の遊技機。